ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ2025

追加型投信/内外/資産複合

: 2015年9月25日 から 2028年6月15日 まで 信託期間 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日) 決算日

基 準 日 2025年1月31日 回次コード 2703

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

≪基準価額・純資産の推移≫ 2025年1月31日現在 当初設定日(2015年9月25日)~2025年1月31日 13,214 円 13,500 500 基準価額 ■純資産総額 純資産総額 111百万円 13,000 450 分配金再投資基準価額 12,500 400 基準価額 期間別騰落率 基 12,000 350 期間 ファンド 11,500 300 -0.7 % 1カ月間 産 -0.3 % 額 11,000 3カ月間 250 6カ月間 +0.4 % 円 10,500 200 +2.6 % 1年間 白 10,000 150 万 3年間 +3.9 % 9,500 100 円 5年間 +11.8 % -0.7 % 年初来 9,000 50 +32.1 % 設定来 8,500 0 18/10/29 21/12/15 25/1/24 設定時

- ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
- ※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
- ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
- ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

0円

≪分配の推移≫ (1万口当たり、税引前) 決算期(年/月) 分配金 第1期 0円 (16/06)(17/06)0円 第2期 第3期 (18/06)0円 第4期 (19/06)0円 第5期 (20/06)0円 0円 第6期 (21/06)第7期 0円 (22/06)0円 第8期 (23/06)

≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対するものです。							
資産クラス別構成							
資産クラス	ファンド数	比率					
国内債券	2	56.6%					
外国債券	2	19.6%					
国内株式	1	13.0%					
外国株式	2	10.0%					
コール・ローン、その他		0.7%					
合計	7	100.0%					

※「資産クラス別構成」は、組入ファンドの資産クラスで分類しています。 ※ネオ・ヘッジ付債券ファンドの資産クラスは国内債券で表示しています。

分配金合計額 設定来: 0円

(24/06)

第9期

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決 定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するもの ではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますの で、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会 社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定·運用

商号等 大和アセットマネジメント株式会社

関東財務局長(金商)第352号 金融商品取引業者

般社団法人投資信託協会 加入協会

- 般社団法人日本投資顧問業協会
- -般社団法人第二種金融商品取引業協会

組入ファンドと参考指標の騰落率								
資産クラス	比率	運用会社名	投資信託証券(ファンド名)	騰落率			参考指標の騰落率	
貝圧ノノハ	10十	连用去任石		1カ月間	3カ月間	6カ月間	(1カ月間)	
国内株式	13.0%	大和アセットマネジメント	ネオ・ジャパン株式ファンド	-1.0%	+4.5%	+5.9%	-0.7%	
国内債券	36.8%	大和アセットマネジメント	ネオ・ジャパン債券ファンド	-0.2%	-0.6%	+0.1%	-0.4%	
(ヘッジ付外国債券)	19.9%	大和アセットマネジメント	ネオ・ヘッジ付債券ファンド	-0.1%	-1.2%	-1.5%		
外国株式	5.0%	大和アセットマネジメント	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	+0.8%	+2.8%	+6.3%	-0.8%	
	5.0%	大和アセットマネジメント	ダイワ/ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略 ファンド	-0.2%	-0.1%	+4.0%		
外国債券	6.9%	フランクリン・テンプルトン・ジャパン	ブランディワイン外国債券ファンド	-1.7%	-1.8%	-1.6%	-2.0%	
	12.8%	大和アセットマネジメント	ダイワ中長期世界債券ファンド	-2.2%	-1.7%	-1.4%	-2.0%	

※各組入ファンドの組入比率、騰落率と参考指標の騰落率は、当ファンドにおける組入資産の評価時点の数値です。※ファンド名は「(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を省略しています。※「騰落率」は、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。※各比率は当ファンドの純資産総額比です。※ネオ・ヘッジ付債券ファンドの資産クラスは国内債券で表示しています。

※国内株式の参考指標はTOPIX(配当込み)、国内債券の参考指標はNOMURA-BPI総合、外国株式の参考指標はMSCIコクサイ・インデックス(配当込み)(円ベース)、外国債券の参考指標はFTSE世界国債インデックス(除く日本)(ヘッジなし・円ベース)です。参考指標の騰落率(1カ月間)の計算期間については3ページの(*1)、(*2)をご参照ください。※MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)、FTSE世界国債インデックス(除く日本)については、国別指数(現地通貨ベース)、為替レート、国別構成比を基に大和ファンド・コンサルティングが独自に計算しています。

基準価額の月次変動要因分解 ※データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。 13,214 円 2025年1月末の基準価額 2024年12月末の基準価額 13,307 円 変動額 内訳 合計 ネオ・ジャパン株式ファンド ▲17円 ネオ・ジャパン債券ファンド ▲9円 ネオ・ヘッジ付債券ファンド ▲3円 ダイワ/GQGグローバル・エクイティ 5円 ダイワ/ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略 ▲1円 ファンド ブランディワイン外国債券ファンド ▲16円 ダイワ中長期世界債券ファンド ▲39円 小計 ▲80円 ▲45 円 ▲40 円 ▲35 円 ▲30 円 ▲25 円 ▲20 円 ▲15 円 ▲10 円 ▲5 円 10 円 0円 分配金 運用管理費用、その他 ▲13 円

※変動要因分解は、簡便法に基づく概算値であり、実際の数値とは異なる場合があります。また、その他には、設定・解約の影響、複合要因などが含まれます。表示桁未満の四捨五入等の関係で各欄の数値の合計が変動額の数値と合わないことがあります。

※ファンド名は、「(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を省略しています。

【市況概況】

(国内株式)

1月のTOPIX(東証株価指数、配当込み)は、0.7%の下落となりました(*1)。

国内株式市場は下落しました。米国での前政権によるAI (人工知能)向け半導体輸出規制強化に関する相次ぐ報道や、トランプ政権の関税政策等への警戒感もあり、月半ばにかけて下落基調で推移しました。月後半は中国のディープシーク・ショックの影響で一時下落した局面もありましたが、トランプ米大統領の就任初日の関税導入が回避されたことや、トランプ大統領が巨額のAI関連投資を発表したこと等を受けて投資家心理が改善し、下落幅を縮小しました。

(外国株式)

1月のMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、現地通貨建)は1.4%の上昇となりました(円建では0.8%下落)(*2)。 海外株式市場で株価は上昇しました。月前半は米国株が雇用統計等の強い結果を受けた金利上昇を嫌気して軟調となった 一方、欧州株は原油価格高騰を受けてエネルギー株を中心に底堅く推移しました。月後半は欧米株ともに、インフレ鈍化を 示す米CPI(消費者物価指数)を受けた金利低下を好感し上昇しました。また、トランプ米大統領の就任初日の関税導入が 回避されたことや、トランプ米大統領が巨額のAI関連投資を発表したことも株価上昇に寄与しました。

(国内債券)

1月のNOMURA-BPI総合は、0.4%の下落となりました(*1)。

国内債券市場では、金利は上昇(債券価格は下落)しました。日銀の追加利上げを受けて、国内金利は上昇しました。また、日銀高官の発言により、利上げ継続が意識されたことも国内金利の上昇要因となりました。

(外国債券)

1月のFTSE世界国債インデックス(除く日本)(現地通貨建)は0.1%の上昇となりました(円建では2.0%下落)(*2)。海外債券市場で長期金利の動きはまちまちとなり、米国では低下(債券価格は上昇)、欧州では上昇(債券価格は下落)しました。米国では、堅調な労働市場が金利上昇要因となった一方で、引き続きインフレの鈍化が確認されたことが金利低下材料となりました。なお、FRB(米国連邦準備制度理事会)は金融政策の据え置きを発表しましたが、おおむね市場に織り込まれていたため、影響は限定的でした。欧州では、月前半にかけて米国の雇用統計が堅調な結果だったことなどから、米国金利上昇を受けて、金利は上昇しました。

(為替)

1月の外国為替市場は、対円で米ドル、ユーロともに下落(円高)しました(*1)。

為替市場では、米ドルは、おおむね日米金利差の動きに連れる展開となり、日銀が月内の金融政策決定会合において、利上げを行う可能性が高まったことで、円高米ドル安となりました。ユーロは、米国によるEU(欧州連合)に対する関税引き上げの可能性への懸念などから、下落する展開となりました。また、日銀の利上げ姿勢も、ユーロ安・円高要因となりました。

- (*1)国内株式・債券、為替:前月の最終営業日の前営業日から、当月の最終営業日の前営業日までの期間について計測しています。
- (*2)海外株式・債券・前月の最終営業日の前々営業日から、当月の最終営業日の前々営業日までの期間について計測しています。

※MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)、FTSE世界国債インデックス(除く日本)については、国別指数(現地通貨ベース)、為替レート、国別構成比を基に大和ファンド・コンサルティングが独自に計算しています。

※大和ファンド・コンサルティングのコメントを基に大和アセットマネジメントが作成しています。

【運用コメント】

月間の動き

○資産配分及びファンド配分については、前月の方針を継続しました。

〇当月のマーケット(円ベース)は、米国金利低下と日銀の利上げ観測を背景に、為替が円高・ドル安となったことなどから、外国債券や外国株式を中心に下落しました。ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ2025は、外国債券や国内株式を資産クラスとするファンドなどが下落したことから、基準価額は下落しました。

(ネオ・ジャパン株式ファンド)

トランプ米政権の関税政策などへの警戒感やディープシークの登場による米国のAI産業に対する懸念などがあり、2024年に株価が上昇していた損保関連銘柄や半導体製造装置関連銘柄などが下落し、マイナスのパフォーマンスとなりました。

(ネオ・ジャパン債券ファンド)

国内債券市場の金利上昇を主因として、小幅にマイナスのパフォーマンスとなりました。

(ネオ・ヘッジ付債券ファンド)

グローバル債券市場で金利の動きがまちまちであったことから、ほぼ横ばいのパフォーマンスとなりました。

(ダイワ/GQGグローバル・エクイティ)

情報技術やコミュニケーション・サービスでの銘柄選択効果がプラスに寄与し、外国株式の参考指標を上回るパフォーマンスとなりました。

(ダイワ/ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド)

情報技術のアンダーウエートや金融のオーバーウエートがプラスに寄与し、外国株式の参考指標を上回るパフォーマンスとなりました。

(ダイワ中長期世界債券ファンド)

デュレーション戦略でフランスやドイツの長めのデュレーションなどがマイナスに寄与し、外国債券の参考指標を小幅に 下回るパフォーマンスとなりました。

(ブランディワイン外国債券ファンド)

デュレーション戦略でメキシコや英国の長めのデュレーションなどがプラスに寄与し、外国債券の参考指標を上回るパフォーマンスとなりました。

〇引き続き経済・市場環境、投資効率等を考慮し、資産配分、組入ファンドの配分を行います。

※国内株式の参考指標はTOPIX(配当込み)、国内債券の参考指標はNOMURA-BPI総合、外国株式の参考指標はMSCIコクサイ・インデックス(配当込み)(円ベース)、外国債券の参考指標はFTSE世界国債インデックス(除く日本)(ヘッジなし・円ベース)です。※MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)、FTSE世界国債インデックス(除く日本)については、国別指数(現地通貨ベース)、為替レート、国別構成比を基に大和ファンド・コンサルティングが独自に計算しています。

※大和ファンド・コンサルティングのコメントを基に大和アセットマネジメントが作成しています。

※ファンド名は、「(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を省略しています。

≪参考指標について≫

- ●配当込みTOPIX(本書類における「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」をいう。)の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社J PX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章 又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPX により提供、保証又は販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- ●MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、 同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ●NOMURAーBPIの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
- ●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

- ・内外の株式等および債券に投資し、段階的にリスクを減少させていく運用を行なうことにより、中長期的に安定した信託財産の成長をめざします。 ファンドの特色
 - ・複数の投資信託証券への投資を通じて、主として内外の株式等※および債券に投資します。
 - ※リート(不動産投資信託)等を含みます。
 - ・株式等および債券の組入比率を調整することにより、長期的にリスクを減少させていく運用を行ないます。
 - ・資産配分比率、組入れの決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受けます。
 - ・毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

≪投資リスク≫

● 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、活動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 価格変動リスク・信用リスク	価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割
行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できななることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 公社債の価格を動 公社では個の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格に下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスケがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてごうしたリスケがより高いものになると考えられます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格を動 リートの価格を動 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 科査変動リスケ 外債建資産については、資産自体の価格変動のよい、当該外負の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 科力建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外負の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 4時に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを無なうます。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に場合は、金利差相当分程度の為替へッシコストが生じ、需給要因等によっては、きらにコストが拡大することもあります。 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替へッシコストが生じ、需給要因等によっては、きらにコストが拡大することもあります。 おり音な手がは大きなこともあります。 対対で表示されているの表も、基準価額が予想外に下落したり、方針におった運用が返りまります。 ・ おり音なを手当でするため目の表が表が表があります。 ・ おり音なを表がまります。 ・ おり音なを表がまります。 ・ は、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	株価の変動	込むことがあります。
す。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きななる傾向が考えられます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 公社債の価格を変動 公社債の価格を変動 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。表た、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 リートの価格変動 リートの価格変動 リートの価格変動 リートの価格で変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 為替変動リスク・信用リスク 外資建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外負建資産について、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外負建資産について、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外負建資産について、当該外貨の両を関して対した場合には、原体に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い場合を変動リスクを伝滅するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるのではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通りの短期金利よりも低い場合は、なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、なお、日本円の短期金利が投資が多質を設めまれた場合によりた方式に扱りを介えたが拡大することもあります。 カントリー・リスク		株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発
新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来規定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きなる傾向が考えられます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 公社債の価格を動 込むことがあります。 公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合。またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 相入資産の価格が下落した場合には、軽準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格変動 以ものになると規定されます。 相入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格変動 以ものになると規定されます。 は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の高を見したが円高方向に進んだ場合には、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の高を置していては、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の高をレートが円高方向に進んが場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い場合替変動リスクがあります。 為替変動リスクがあります。 為替変動リスクがあります。 為替変動リスクがあります。 為替変動リスクがおります。 おりに高い場合を要動しない、おお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替へッシコストが生じ、需給要因等によっては、きらにコストが拡大することがあります。 おり当なとなっことがあります。 おり当ない場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針におります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当でするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもありま
流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きなる傾向が考えられます。 細入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 リートの価格変動 リスク・信用リスクリートの価格変動 リートの価格で変動・リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利より低に場合は、金利産相当分程度の為替へッジコストが生じ、需給要因等によっては、きらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比でて大きなカントリー・リスクが伴います。		す。
価格変動リスク・信用リスク 公社債の価格変動リスク・信用リスク 公社債の価格を動 込むことがあります。 公社債の価格を動 込むことがあります。 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格変動 リートの価格変動 リートの価格を動 込むことがあります。 場査変動リスク・信用リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の入場を対して対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の入場を対して対ちの高方向にはんだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを低減するため、入替へッジを行なう場合、、為替変動リスクを完全に排除できるものではあります。。 場合後の表替へッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて、大きなカントリー・リスクが伴います。		新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、
価格変動リスク・信用リスク 公社債の価格変動 込むことがあります。 公社債の価格で動 込むことがあります。 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割らしたのになると想定されます。 4組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割らしたの価格変動が人を、債務で履行が生じるリスクがより高いものになると想定されます。 4組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割らしたの価格変動のほか、当該外貨の海替レートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 4時で、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを伝滅するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替へッジコストが生し、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、まだは取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、大き進国と比へて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場
公社債の価格変動	<u></u>	合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割られたがあります。 リートの価格変動 シむごとがあります。 りートの価格変動 シむごとがあります。 み替変動リスク が資建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割られた場合をは、場での変動の影響を受けます。組入外資建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替へ・ジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 おうにコストが拡大することもあります。 サ資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市	価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割
落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割られてどがあります。 リートの価格変動 リスク・信用リスクリートの価格変動 ・リートの価格変動・リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 和入資産資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 場合変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクが協力ます。 為替変動リスクを伝滅するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替へッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市	公社債の価格変動	込むことがあります。
体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 個格変動リスク・信用リスク リートの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格を動 込むことがあります。 リートの価格を動 入育量資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外負建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った連用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下
価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 個格変動リスク・信用リスク リートの価格変動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行
新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 価格変動リスク・信用リスク リートの価格変動 込むことがあります。 リートの価格変動 込むことがあります。 リートの価格変動が関連を受けます。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 独議の変更等の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の角替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に治った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の
るリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてごうしたリスクがより高いものになると想定されます。 個格変動リスク・信用リスク リートの価格変動 込むことがあります。 リートの価格変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の月の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の月の円に対する為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他		価格は下落します。
ルイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。 個格変動リスク・信用リスク リートの価格変動 込むことがあります。 リートの価格変動 込むことがあります。 リートの価格変動の影響を受けます。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 条替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替を動リスクがあります。 本替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、きらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じ
□ いものになると想定されます。 □ 価格変動リスク・信用リスク リートの価格変動		るリスクがより高いものになると考えられます。
価格変動リスク・信用リスク リートの価格変動 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却る際、市場規模や市場動向によっては市		ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高
リートの価格変動 したことがあります。 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		いものになると想定されます。
リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。	価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割
制度の変更等の影響を受けます。 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他	リートの価格変動	込むことがあります。
為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法
トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		制度の変更等の影響を受けます。
向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市	為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レー
す。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方
特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクを低減するため、為替へッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他		向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがありま
対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除 できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利 よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によって は、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		す。
為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相
できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 かントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		
よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除
は、さらにコストが拡大することもあります。 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。		
カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によって
または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		は、さらにコストが拡大することもあります。
方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市	カントリー・リスク	
新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 その他 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、
その他解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市		方針に沿った運用が困難となることがあります。
		新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価	その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市
		場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価

Daiwa Asset Management

- ※ 後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。
- ※ 詳しくは「投資信託説明書〈交付目論見書〉」をご覧ください。

額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

≪ファンドの費用≫

投資者t	投資者が直接的に負担する費用							
			料率等	費用の内容				
購入	時手数	数 料	販売会社が別に定める率 〈上限〉 <u>2.2%(税抜2.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。				
信託則	才産留	保額	ありません。	_				
投資者t	が信託則	産で	間接的に負担する費用					
			料率等	費用の内容				
運用(信息	管理語			運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して下表の率乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。				
委	託 会	社	下表参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論 見書・運用報告書の作成等の対価です。				
販	売 会	社		運用報告書等各種書類の送付、□座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。				
受言	托 会	社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。					
	第7計算期間以降							
配分	委託:	会社	0.35%					
(税抜)	販売:	会社	0.60%					
(注1)	受託:	会社	0.03%					
	月管理費 三託報酬		年率1.078% (税抜0.98%)					
	投資対象ファンドに おける連用管理費用*1 年率0.2981%*2(税抜0.271%*2)~年率1.0681%(税抜0.971%)							
運用管理	質的に負担する 管理費用の概算値 (税込)*3							
*1 実際に組入れとなる投資信託証券、運用管理費用等により変動します。 *2 国債利回り水準により変動する組入投資信託証券の運用管理費用は、これを下回ることがあります。 *3 実際に組入れとなる投資信託証券、運用管理費用、組入比率等により変動します。 ※投資対象ファンドにおける運用管理費用および実質的に負担する運用管理費用の概算値は、2024年7月時点の値です。 ※第1計算期間から第6計算期間については終了しているため、料率について表示していません。								
その ff 手	の他の費用・ 数 料							

- (注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- (注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されて おり、費用を表示することができません。

≪お申込みメモ≫

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位			
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)			
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。			
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位			
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1 万口当たり)			
換金代金				
申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日			
	(注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。			
申込締切時間	(2024年11月4日まで)			
	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)			
	(2024年11月5日以降)			
	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)			
	なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。			
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。			
購入·換金申込受付	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資			
の中止および取消し	対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関			
	する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた			
	購入の申込みを取消すことがあります。			
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、			
	信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。			
	・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合			
	・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき			
	・やむを得ない事情が発生したとき			
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。			
	(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い			
	可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。			
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。			
	公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の			
	適用対象となります。			
	当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。			

≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、 投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失 は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ► 大和アセットマネジメント フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) 当社ホームページ
- https://www.daiwa-am.co.jp/

ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ2025

	登録番号	加入協会				
販売会社名(業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	0	0	0	0